

○環境省令第十九号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の二第一項及び第十五条の二の三第一項、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十三年法律第六十五号）第二条第二項及び第四項並びにポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令（平成十三年政令第二百十五号）第二条第二項及び第四条第二項の規定に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年十二月二十日

環境大臣 小泉進次郎

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正）

第一条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）の一部を

次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
<p>第十二条の二 法第十五条の二第一項第一号の規定による産業廃棄物処理施設の技術上の基準は、前条に定めるもののほか、この条の定めるところによる。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 令第七条第三号、第五号、第八号、第十二号及び第十三号の二に掲げる施設（次項に掲げるものを除く。）の技術上の基準は、第四条第一項第七号（同号ロ（1）及び（2）並びにヌからカまでを除く。）の規定の例によるほか、次のとおりとする。</p>	<p>第十二条の二 法第十五条の二第一項第一号の規定による産業廃棄物処理施設の技術上の基準は、前条に定めるもののほか、この条の定めるところによる。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 令第七条第三号、第五号、第八号、第十二号及び第十三号の二に掲げる施設（次項に掲げるものを除く。）の技術上の基準は、第四条第一項第七号（同号ロ（1）及び（2）並びにヌからカまでを除く。）の規定の例によるほか、次のとおりとする。</p>

一 次の要件を備えた燃焼室が設けられていること。

イ 燃焼ガスの温度が摂氏八百度（令第七条第十二号に掲げる施設にあつては、摂氏千百度（ただし、当該施設のうち、環境大臣が定める産業廃棄物の焼却施設にあつては、摂氏八百五十度））以上の状態で産業廃棄物を焼却することができるものであること。

ロ 燃焼ガスが、摂氏八百度（令第七条第十二号に掲げる施設にあつては、摂氏千百度（ただし、当該施設のうち、環境大臣が定める産業廃棄物の焼却施設にあつては、摂氏八百五十度））以上の温度を保ちつつ、二秒以上滞留できるものであること。

二 （略）

第十二条の七 法第十五条の二の三第一項の規定による産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準は、前条に定めるもののほか、この条の定めるところによる。

2～4 （略）

5 令第七条第三号、第五号、第八号、第十二号及び第十三号の二

一 次の要件を備えた燃焼室が設けられていること。

イ 燃焼ガスの温度が摂氏八百度（令第七条第十二号に掲げる施設にあつては、摂氏千百度（ただし、当該施設のうち、無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物（平成十八年環境省告示第九十八号）第二項第一号から第三号までに掲げる産業廃棄物の焼却施設にあつては、摂氏八百五十度））以上の状態で産業廃棄物を焼却することができるものであること。

ロ 燃焼ガスが、摂氏八百度（令第七条第十二号に掲げる施設にあつては、摂氏千百度（ただし、当該施設のうち、無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物（平成十八年環境省告示第九十八号）第二項第一号から第三号までに掲げる産業廃棄物の焼却施設にあつては、摂氏八百五十度））以上の温度を保ちつつ、二秒以上滞留できるものであること。

二 （略）

第十二条の七 法第十五条の二の三第一項の規定による産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準は、前条に定めるもののほか、この条の定めるところによる。

2～4 （略）

5 令第七条第三号、第五号、第八号、第十二号及び第十三号の二

に掲げる施設（次項に掲げるものを除く。）の維持管理の技術上の基準は、第四条の五第二項第二号（同号ハ及びナからケまでを除く。）の規定の例によるほか、次のとおりとする。

- 一 燃焼室中の燃焼ガスの温度を摂氏八百度（令第七条第十二号に掲げる施設にあつては、摂氏千百度（ただし、当該施設のうち、環境大臣が定める産業廃棄物の焼却施設にあつては、摂氏八百五十度））以上に保つこと。

二・三 （略）

に掲げる施設（次項に掲げるものを除く。）の維持管理の技術上の基準は、第四条の五第二項第二号（同号ハ及びナからケまでを除く。）の規定の例によるほか、次のとおりとする。

- 一 燃焼室中の燃焼ガスの温度を摂氏八百度（令第七条第十二号に掲げる施設にあつては、摂氏千百度（ただし、当該施設のうち、無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物（平成十八年環境省告示第九十八号）第二項第一号から第三号までに掲げる産業廃棄物の焼却施設にあつては、摂氏八百五十度））以上に保つこと。

二・三 （略）

（ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第二条 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則（平成十三年環境省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正

後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前				
<p>(高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の基準となる数値)</p> <p>第四条 令第二条第二項の環境省令で定める廃棄物の種類は、次の表の上欄に掲げる廃棄物とし、同項の環境省令で定める数値は、当該廃棄物の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に定める数値とする。</p>	<p>(高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の基準となる数値)</p> <p>第四条 令第二条第二項の環境省令で定める廃棄物の種類は、次の表の上欄に掲げる廃棄物とし、同項の環境省令で定める数値は、当該廃棄物の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に定める数値とする。</p>				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="226 817 667 1077"> <p>一 汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずその他ポリ塩化ビフェニルが塗布され、又は染み込んだ物が廃棄物となったものの</p> </td> <td data-bbox="667 817 1099 1077"> <p>当該廃棄物のうちポリ塩化ビフェニルを含む部分一キログラムにつき十万ミリグラム</p> </td> </tr> </table>	<p>一 汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずその他ポリ塩化ビフェニルが塗布され、又は染み込んだ物が廃棄物となったものの</p>	<p>当該廃棄物のうちポリ塩化ビフェニルを含む部分一キログラムにつき十万ミリグラム</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1099 817 1552 1077"> <p>一 汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずその他ポリ塩化ビフェニルが塗布され、又は染み込んだ物が廃棄物となったものの</p> </td> <td data-bbox="1552 817 1993 1077"> <p>当該廃棄物のうちポリ塩化ビフェニルを含む部分一キログラムにつき五千ミリグラム</p> </td> </tr> </table>	<p>一 汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずその他ポリ塩化ビフェニルが塗布され、又は染み込んだ物が廃棄物となったものの</p>	<p>当該廃棄物のうちポリ塩化ビフェニルを含む部分一キログラムにつき五千ミリグラム</p>
<p>一 汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずその他ポリ塩化ビフェニルが塗布され、又は染み込んだ物が廃棄物となったものの</p>	<p>当該廃棄物のうちポリ塩化ビフェニルを含む部分一キログラムにつき十万ミリグラム</p>				
<p>一 汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずその他ポリ塩化ビフェニルが塗布され、又は染み込んだ物が廃棄物となったものの</p>	<p>当該廃棄物のうちポリ塩化ビフェニルを含む部分一キログラムにつき五千ミリグラム</p>				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="226 1077 667 1236"> <p>二 廃プラスチック類のうち、ポリ塩化ビフェニルが付着し、又は封入されたもの</p> </td> <td data-bbox="667 1077 1099 1236"> <p>当該廃プラスチック類一キログラムにつき十万ミリグラム</p> </td> </tr> </table>	<p>二 廃プラスチック類のうち、ポリ塩化ビフェニルが付着し、又は封入されたもの</p>	<p>当該廃プラスチック類一キログラムにつき十万ミリグラム</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1099 1077 1552 1236"> <p>(新規)</p> </td> <td data-bbox="1552 1077 1993 1236"> <p>(新規)</p> </td> </tr> </table>	<p>(新規)</p>	<p>(新規)</p>
<p>二 廃プラスチック類のうち、ポリ塩化ビフェニルが付着し、又は封入されたもの</p>	<p>当該廃プラスチック類一キログラムにつき十万ミリグラム</p>				
<p>(新規)</p>	<p>(新規)</p>				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="226 1236 667 1345"> <p>三 金属くず、ガラスくず、陶磁器くず又は工作物の新築、</p> </td> <td data-bbox="667 1236 1099 1345"> <p>当該廃棄物に付着し、又は封入された物一キログラムにつき五</p> </td> </tr> </table>	<p>三 金属くず、ガラスくず、陶磁器くず又は工作物の新築、</p>	<p>当該廃棄物に付着し、又は封入された物一キログラムにつき五</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1099 1236 1552 1345"> <p>二 金属くず、ガラスくず、陶磁器くず又は工作物の新築、</p> </td> <td data-bbox="1552 1236 1993 1345"> <p>当該廃棄物に付着し、又は封入された物一キログラムにつき五</p> </td> </tr> </table>	<p>二 金属くず、ガラスくず、陶磁器くず又は工作物の新築、</p>	<p>当該廃棄物に付着し、又は封入された物一キログラムにつき五</p>
<p>三 金属くず、ガラスくず、陶磁器くず又は工作物の新築、</p>	<p>当該廃棄物に付着し、又は封入された物一キログラムにつき五</p>				
<p>二 金属くず、ガラスくず、陶磁器くず又は工作物の新築、</p>	<p>当該廃棄物に付着し、又は封入された物一キログラムにつき五</p>				

改築若しくは除去に伴って生じたコンクリートの破片その他ポリ塩化ビフェニルが付着し、又は封入された物が廃棄物となったもの	千ミリグラム
---	--------

2 (略)

(高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の基準となる数値)

第七条 令第四条第二項の環境省令で定める製品の種類は、次の表の上欄に掲げる製品とし、同項の環境省令で定める数値は、当該製品の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に定める数値とする。

一 紙、木又は繊維その他ポリ塩化ビフェニルが塗布され、又は染み込んだ製品	当該製品のうちポリ塩化ビフェニルを含む部分一キログラムにつき十 万 ミリグラム
二 プラスチックにポリ塩化ビフェニルが付着し、又は封入された製品	当該製品一キログラムにつき十 万 ミリグラム
三 金属、ガラス又は陶磁器その他ポリ塩化ビフェニルが付着し、又は封入された製品	当該製品に付着し、又は封入された物一キログラムにつき五千 万 ミリグラム

2 (略)

改築若しくは除去に伴って生じたコンクリートの破片その他ポリ塩化ビフェニルが付着し、又は封入された物が廃棄物となったもの	千ミリグラム
---	--------

2 (略)

(高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の基準となる数値)

第七条 令第四条第二項の環境省令で定める製品の種類は、次の表の上欄に掲げる製品とし、同項の環境省令で定める数値は、当該製品の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に定める数値とする。

一 紙、木又は繊維その他ポリ塩化ビフェニルが塗布され、又は染み込んだ製品	当該製品のうちポリ塩化ビフェニルを含む部分一キログラムにつき五 千 ミリグラム
(新規)	(新規)
二 金属、ガラス又は陶磁器その他ポリ塩化ビフェニルが付着し、又は封入された製品	当該製品に付着し、又は封入された物一キログラムにつき五千 万 ミリグラム

2 (略)

附 則

この省令は、公布の日から施行する。